

「今後の水害及び土砂災害に備えた地域の防災体制の再点検結果」を踏まえた地域の防災体制の再構築について

防災課

1 はじめに

昨年8月の台風第10号災害では、岩手県岩泉町で小本川等の氾濫により高齢者福祉施設の入所者9名を含め、死者・行方不明者が21名に上るなど甚大な被害が発生しました。このように、近年は、極端な集中豪雨等により、従来安全であると考えられていた地域や場所で大きな被害が発生していることから、「今後の水害及び土砂災害に備えた地域の防災体制の再点検について」(平成28年9月7日付け消防第120号)を地方公共団体向けに要請し、今後の水害等に備え、都道府県、市町村の地域防災計画等の再点検を実施しました。

※ 実施方法:

- ・47都道府県、1,722市町村(全国1,741市町村のうち、鳥取県内19市町村を除く。)から点検表の提出
- ・鳥取県を除く46都道府県にヒアリング

その結果に基に、地方公共団体に対して、「今後の水害及び土砂災害に備えた地域の防災体制の再点検」を踏まえた地域の防災体制の再構築について」(平成28年12月20日付け消防第176号)を通知し、防災体制の再構築を要請しました。

具体的には、

- 地域の災害リスクに応じ、洪水予報河川又は水位周知河川に指定されていない河川(以下「その他の河川」という。)についても、発令基準の策定に努めること。
 - 市町村は確実に避難勧告等を発令できるよう、全庁的な災害対応体制を構築すること。
 - 市町村が避難勧告等を適時的確に発令できるよう、都道府県は専門的知見を生かし、積極的に助言・支援すること。
- 等について、先進事例の紹介と併せて要請しました。

以下、詳細を述べます。

図1: 避難勧告等判断・伝達の流れと必要な備え

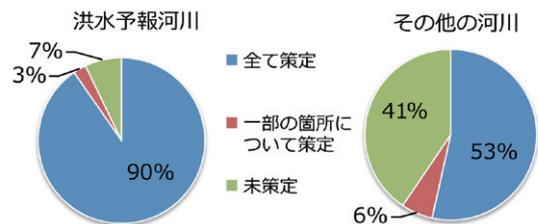


2 地域の防災体制の再点検結果等と今後取り組むべき事項

(1) 避難勧告等の発令基準

洪水予報河川、水位周知河川及び土砂災害について該当箇所を有する市町村の約9割で、避難勧告等の発令基準が策定されていましたが、その他の河川については約5割にとどまりました。

図2: 避難勧告の発令基準策定状況



台風第10号災害では、水位周知河川等に指定されていなかった河川で、被害が生じたことから、その他の河川については、山間部等の流れの速い河川沿いに家屋があるなど地形的・社会的な条件から住民の生命、身体に危険が生じるおそれがある場合には、都道府県等の助言や過去の浸水被害の実績等を勘案して、避難勧告等の発令基準を策定するよう努める必要があります。

(2) 避難勧告等発令の判断に関する関係機関の助言

① 市町村からの助言の求め

関係機関へ助言を求める手順等について、地域防災計画等に未記載の市町村は、水害(洪水予報河川、水位周知河川)、土砂災害では約4割、水害(その他の河川)では約6割となっていました。

災害発生が想定される場合に、避難勧告等の発令について、専門的知見や広範な情報を有する都道府県等に対して、市町村から助言を求めることは非常に有益であることから、助言を求める連絡先、タイミング等の手順を地域防災計画、マニュアル等に明記しておくことが必要です。

② 都道府県からの助言体制

水害（洪水予報河川、水位周知河川）については、当該河川を有する全ての都道府県で、土砂災害については、46都道府県で助言体制が構築されていました。一方で、水害（その他の河川）については、必ずしも全ての河川に水位計が設置されていないこと等もあり、10県で助言体制が構築されていませんでした。

具体的な助言体制については、災害対策本部設置時に、避難勧告等発令判断支援班を設置し、県担当職員から市町村職員に対し、避難勧告等発令の助言を実施するなど、工夫した取組が見られました。

これらの取組を参考に、都道府県は、危機管理・防災部局と河川管理担当部局が連携し、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう市町村に対する積極的な助言体制の充実に努める必要があります。

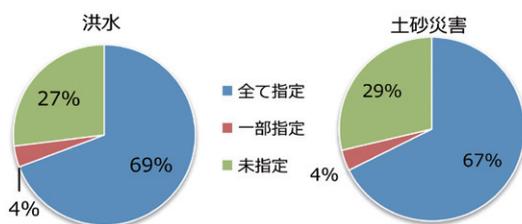
(3) 災害発生のおそれが高まっている場合の市町村の体制確保

台風第10号の被災自治体である岩手県岩泉町では、防災担当職員が、住民からの電話対応に追われ、避難勧告が適切に発令されない事態となりました。災害発生のおそれが高まっている場合には、電話対応等の膨大な業務が生じることから、時機を失することなく避難勧告等が発令できるよう、全庁的な災害対応体制に切り替え、優先すべき業務、その分担を明確化するなど市町村災害対策本部の体制の点検・見直しを行う必要があります。

(4) 指定緊急避難場所の指定

災害種別ごとの指定緊急避難場所について、「洪水」及び「土砂災害」においては、それぞれ約7割の市町村で指定済みとなっていました。

図3：指定緊急避難場所の指定状況



災害対策基本法において、市町村長は、災害種別ごとに指定緊急避難場所を指定することとされており、指定が完了していない市町村は、都道府県等の助言を受けながら、早急に指定する必要があります。なお、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を基本としますが、当面、過去の被害実績等を基に安全な区域を判断することも差し支えありません。

(5) とるべき避難行動の理解促進・伝達

① 住民がとるべき避難行動の理解促進

約9割の市町村で、避難行動について住民が理解できるようにするための何らかの取組が行われており、中でも防災マップ等の個別配布や住民参加型の避難訓練などが多く取り組まれていました。

市町村は、都道府県等と連携しながら、各地域における水害、土砂災害などの災害発生の危険性に関する情報を平時から周知する必要があります。

② 避難勧告等の確実な伝達

全ての市町村において、避難勧告等を情報伝達するための多様な手段の確保が行われていましたが、情報伝達手段の水害対策（浸水・停電対策）を講じていた市町村は、約5割にとどまりました。

また、避難勧告等の伝達内容について、約3割の市町村で、あらかじめマニュアル等で伝達文を明文化していない状況となっていました。

市町村は、避難勧告等が住民に確実に届くよう、引き続き、防災行政無線、緊急速報メール、テレビ・ラジオ放送など複数の情報伝達手段の確保、活用に取り組むとともに、災害発生のおそれが高まった場合等にも十分活用できるよう、伝達機器の浸水対策を行うとともに、あらかじめ災害種別に応じた伝達文を定めておくことが重要です。

3 地域の防災体制の再構築に向けて

都道府県、市町村に対して、地域防災計画、マニュアル等の必要な見直しを要請するとともに、消防庁としては、関係府省庁と連携し、今回の要請事項についても具体化、反映する形で、本年1月31日に「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））を改定したところです。

来年度の出水期に万全の体制で臨めるよう都道府県、市町村の取組を引き続き支援するとともに、出水期後には、都道府県と連携し、台風等への対応の振り返りを実施するなど、PDCAサイクルを徹底し、地方公共団体の取組の定着を図ってまいります。

なお、再点検結果等を踏まえた地域の防災体制の再構築については、消防庁ホームページ (http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h28/12/281220_houdou_3.pdf) に掲載していますので、参考にしてください。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 森田
TEL: 03-5253-7525